

# 第5章

## 具体的な施策の目標

### 第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

- 1 次世代育成力の強化
- 2 若者の自立と就労支援
- 3 若者の多様な交流と出会いの支援

### 第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

- 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- 2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり
- 3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

### 第3目標 「家族・地域の愛情」で育む“えひめ”

- 1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）
- 2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）
- 3 安心できる小児医療体制の整備

### 第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる“えひめ”

- 1 幼児期の教育・保育の充実
- 2 放課後児童対策の充実
- 3 地域子ども・子育て支援の充実

### 第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する“えひめ”

- 1 豊かな人間性と生きる力の育成
- 2 魅力ある学校づくり
- 3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり

### 第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する“えひめ”

- 1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実
- 2 共生への支援を要する子どもたちのサポート
- 3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実

### 第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する“えひめ”

- 1 安全・安心なまちづくり
- 2 保護者が実践する事故防止・防災対策
- 3 子育て家庭の遊び場等の整備

### 第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する“えひめ”

- 1 子育てしやすい職場環境づくり
- 2 固定的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し
- 3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり



## 第5章 具体的な施策の目標

※具体的な施策の「◎」項目は目標指標関係

### 第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる“えひめ”

#### 1 次世代育成力の強化

#### 2 若者の自立と就労支援

#### 3 若者の多様な交流と出会いの支援

### 1 次世代育成力の強化

#### 現状と課題

核家族化や少子化の進行、地域コミュニティの希薄化等により、従来に比べ地域と子育て家庭との交流が少なくなっています。また、性別役割分担意識は変化しているものの、家庭においては未だ、女性に子育ての役割と責任が集中していることが、育児ストレス等の主な要因となっています。

このため、男女が共に協力して子育てや家事に関わることにより、子育ての意義や重要性等を理解することが必要です。

また、若年世代の未婚化・晩婚化や県外流出による出生数の減少が進んでいることから、少子化対策の観点からも、個人の意思を尊重しつつ、結婚や子育てをイメージする機会を提供し、地域全体で次世代育成力を強化することが必要です。

#### 具体的な施策

##### (1) 男女共同参画による子育て等の教育・啓発

- 子育てや家庭の大切さについて理解を深めるとともに、男女が共に参画する家庭・地域づくりを進めるため、子どもの時から成長段階に応じた教育・啓発を行います。

##### (2) 男性の家事・子育て参加の促進

- ◎ 家事・育児への積極的関わりと、その効果などについて、男性を対象とした意識啓発活動等により、男性が積極的に育児に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 男性も参画する子育て団体の活動を支援するとともに、愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」を活用してロールモデルとなり得る事例を紹介します。

- 県の広報紙やホームページ、各種講座等の開催により、男女共同参画に関する情報発信や意識向上を図ります。
- セミナー等の啓発活動を通じて職場の意識改革を図り、男性の育児休業取得促進等、育児参加しやすい職場環境づくりを促進します。

**(3) 子育て世帯との関わりや家族を持つことを考える機会の提供**

- 次代を担う若者に対して、乳幼児や親との交流やライフデザイン講座等の開催を通じて、子育て世帯との関わりや、将来、結婚して家庭を持つこと、親になること等を考える機会の提供を支援します。

**目標指標**

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
01	愛顔の子育て応援アプリ「きらきらナビ」の男性利用者割合	10.1% (H30)	20% (R6)	子育て支援課

## 2 若者の自立と就労支援

### 現状と課題

就職後、雇用のミスマッチ等により早期に離職した若者や雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った若者には、非正規雇用やニートなどの不安定な生活状況による将来への不安から結婚を先送りする方も多いと言われています。

このため、若者の職業観を醸成するためのキャリア教育を推進するとともに、「就職～結婚～出産～子育て」を望みながらも、特に経済力の面で踏み出せない若年者に対して、職業訓練や一人ひとりの適性と能力に合った就職支援を行い、子育てを担う世代の生活を支援する取組みを進めていくことが必要です。

### 具体的な施策

#### (1) 若年者の自立支援

- 若年者の意欲を高めるため、各方面において次代を担う若手の育成に努めます。
- ボランティア活動や初等・中等教育段階における職場体験学習などの社会体験活動を通じ、若者が社会の中での自分の役割について積極的に考え、主体性や社会性を育むことを支援します。
- 学生を対象とした職場見学・体験、出前講座の実施により、職業意識や就労意欲、地元企業に対する理解の向上に努めます。
- 青年海外協力隊への派遣促進や海外からの技術研修生との交流促進など、様々な体験を糧と捉える人材の輩出に努めます。
- 小・中・高等学校等の学びを蓄積し、自身の変容や成長を実感させることを通して、若者のキャリア形成が図られるよう、キャリア教育の充実に努めます。

#### (2) 若年者の就業促進

- ◎ ジョブカフェ愛 work（愛媛県若年者就職支援センター）において、就職から職場定着に至るまでのきめ細かな支援に加え、企業のニーズに応じた人材を育成するなど、雇用対策・人材育成を総合的に実施します。
- 民間教育訓練機関等を活用した職業訓練等により、不安定な就業状態にある若年者の正規雇用等への転換を支援します。
- ◎ 地域若者サポートステーションにおいて、各種セミナー、職場見学・体験等を実施し、若年無業者等の職業的自立を支援します。
- ◎ 県下3校の産業技術専門校において、就業に必要な知識・技能を身に付ける職業訓練を実施します。

#### (3) 若年者等の雇用確保

- 若者の県外流出に歯止めをかけるためにも、各界の代表者等で組織する「愛媛県雇用対策会議」において、若年者等の総合的な雇用対策について検討・協議します。
- 企業や事業所等に対して、様々な機会を通じて正規雇用による採用の拡大など、雇用の維持・確保を働き掛けます。

- ジョブカフェ愛 work において、地域の中小企業が若年人材の確保や職場定着に向けて行う取組みを支援し、若者の県内企業への就職促進を図ります。
- ◎ 中学生、高校生に向けて県内の中小企業の魅力を発信し、将来の本県での就職促進に繋がります。
- 県外大学と就職支援連携協定を締結し、本県出身の県外学生等に対して県内企業の情報を発信し、本県における若年者の採用の拡大を目指します。
- 創業に向け、具体的な事業計画や熱意・意欲を持つ若者の一連の活動を支援します。
- 構造改革特区制度を活用した先行事例のうち、雇用拡大効果が見込まれるものや、雇用の確保・拡大が実証されたものなどについて、本県への応用導入をめざします。
- 地域経済の活性化と地域雇用の創造について、地域の視点から総合的に推進する地域再生構想に対し、市町等とともに積極的な提案を行います。

#### (4) 若年子育て家庭等の生活支援

- 児童手当制度等の円滑な推進に努めます。
- 県営住宅への多子世帯等の優先的入居の受付を実施します。

### 目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
02 県内大学新規卒業者の就職決定率 (全体)	97.9% (H30)	95.6%以上 (R6) <small>※リーマンショック前 最高水準を維持</small>	産業人材課
03 県内大学新規卒業者の就職決定率 (県内就職)	48.4% (H30)	増加 (R6)	産業人材課
04 若年無業者の進路決定者数	112人 (H30)	200人 (R6)	労政雇用課
05 産業技術専門校における就職率	88.6% (H30)	増加 (R6)	労政雇用課

### 3 若者の多様な交流と出会いの支援

#### 現状と課題

少子化の主たる要因として、子育てに伴う経済的負担と並んで、未婚化・晩婚化・晩産化が指摘されています。本県における未婚者の割合は、男性は約5人に1人、女性は約6人に1人であり、平均初婚年齢は男性が30歳を超え、女性も30歳に近づいています。

一方で、国の調査によると、独身者の約8割が結婚を希望しており、25歳～34歳の年齢層の独身にとどまっている理由は、「適当な相手にめぐり合わない」が最も多くなっています。

結婚は、個人の意思に基づき選択されるものではありませんが、結婚を希望してもできない要因が明らかになっているのであれば、それに対する具体的な対策を講じていくことが求められます。

このため、子育て環境の整備と合わせて、「適当な相手にめぐり合わない」という理由で独身にとどまっている未婚者に対し、多様な出会いの機会を社会全体で提供していくことが必要です。

#### 具体的な施策

##### (1) 県民総ぐるみで結婚を支援する体制づくり

- ◎ 平成20年11月に開設した「えひめ結婚支援センター」を核として、企業・団体、市町、ボランティア等と連携、協力して、結婚を希望する独身男女に、出会いイベントやお見合い事業を通じて出会いの場を提供します。
- 婚活に対する抵抗感の解消を図り、地域で婚活を支援する組織を育成するなど、県民総ぐるみで結婚しやすい環境づくりを推進します。
- 結婚や子育てを含むライフイベントについて、社会全体で支え合う機運の醸成や、地域課題に対応した総合的な結婚支援についての国への提言や要望活動に取り組みます。
- 居住エリアにとらわれないオンライン婚活を導入し、えひめ結婚支援センターの機能の拡充を図ります。

##### (2) 若い世代への結婚支援

- 婚期が遅れることで、妊娠・出産・育児の期間が短縮され、希望する人数の子どもを生み育てられないという課題があることから、特に、未婚率の上昇が著しい20代等を中心に、結婚や家庭を持つことを考える機会づくりや独身者相互の交流を深める取組みを行います。

##### (3) 結婚を希望する労働者の支援

- 結婚を希望する労働者の資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。

## 目標指標

	目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
06	えひめ結婚支援センターの成婚報告数	1,056組 (H30)	1,800組 (R6)	子育て支援課

## 第2目標 「命の誕生」が心から祝福される“えひめ”

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり

3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

### 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

#### 現状と課題

少子化や子育て世帯の孤立化といった社会構造の変化や、核家族や共働き世帯の増加といった家族形態の多様化等、子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、妊娠・出産・子育てのライフサイクルを通じた切れ目ない支援がますます重要となっています。

妊娠成立期から始まる医療機関での妊婦健康診査や妊娠届出の機会、母親学級や両親学級、医療機関等での出産、新生児訪問、乳幼児健康診査、予防接種など、様々な施策が行われていますが、さらに母子保健に関する情報の活用を含めた各事業間の有機的な連携体制を構築することにより、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援の提供が求められています。

#### 具体的な施策

##### (1) 命の大切さ等に関する意識啓発

- 女性も男性も、ともに命の大切さを理解し、命への責任意識を高めるよう、意識啓発に努めます。
- 喫煙や受動喫煙などが胎児に与える影響についての啓発に努めるとともに、妊産婦等にやさしい環境づくりの推進に努めます。

##### (2) 母性の健康管理と妊娠・出産・育児支援

- ◎ 妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発に努めます。
- ◎ 妊婦健康診査の重要性の普及啓発と確実な受診の勧奨に努めます。
- 妊娠中の適正な食生活や体重管理、禁煙や禁酒についての啓発に努めます。
- 「いいお産」の普及を目指す「妊婦の日」において、医療機関等と連携して

妊娠・出産に関する情報提供を行うほか、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査等、あらゆる機会を通じ、母子保健に関する情報の提供に努めます。

- 保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携強化や、市町保健センターと医療機関等との妊娠期からの連携強化を図り、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援体制の構築に努めます。
- 保健所や市町保健センター等において、関係機関と連携を図りつつ、妊娠・出産・育児・遺伝に関する相談等に対応します。
- 女性の心身の健康に関する相談支援体制を確保するとともに、妊娠期からのメンタルヘルスに努めます。
- 県内の母子保健課題を解決するために必要な人材の確保及び資質の向上に努めます。
- 定期的に県内の母子保健事業の指標に基づくデータを保健所や市町に還元するとともに、市町の健康格差の解消を目指して、地域の実情に合った母子保健事業を推進します。
- 支援を必要とする妊産婦に対する心身のケアや育児不安軽減のため、市町における産後ケア事業等の実施を促進します。
- コロナ禍で不安を抱える妊婦に対する分娩前検査を実施します。

### **(3) 乳幼児の健康の確保及び増進**

- 「早期発見・早期治療」を目指し、新生児を対象に、タンデムマス法等による新生児マススクリーニング検査(先天性代謝異常等検査)を無料で行います。
- 異常が発見された子どもに対しては、医療機関と連携のうえ、保健所による適切な支援に努めます。
- 乳幼児の疾病の早期発見と治療及びかかりつけ医の促進を図るとともに、養育者の負担軽減を図るため、市町が実施する乳幼児医療費助成に対する支援を継続し、医療費助成の底上げに努めます。
- 慢性的な疾病による長期療養が必要な児童等とその家族が、安心して地域で生活できるようにするための体制整備、支援、地域における資源の有効活用に努めます。
- ◎ 未熟児養育医療や未熟児訪問など、市町における低出生体重児への体制整備に対して、必要な支援に努めます。
- ◎ 市町による乳幼児健康診査が円滑に実施されるよう、関係機関との連絡調整に努めます。
- 難聴児の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施体制の維持及び関係機関との連携を図ります。

### **(4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援**

- 親となる者の子どもに対する発達・発育過程の知識不足や経験不足が育てにくさを感じる原因となっている場合もあることから、女性のみならず、男性に対しても、親になるための準備段階を含めた教育や支援に努めます。
- 親が感じる子どもの育てにくさは、子どもや親の心身状態、家庭や地域など親子を取り巻く環境など、多面的な要素を含むことから、親が感じる育てにくさに気づき、問題点の所在を見極め、支援の連携に努めます。
- 育てにくさの概念は広く、発達障がいがある場合があることから、支援の必要が生じた場合は遅滞なく対応できるよう、市町職員等の資質向上のための研修を実施するなど、人材の育成に努めます。

## 目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
07 妊娠満 11 週以内の妊娠届出率	89.4% (H30)	増 加 (R6)	健康増進課
08 全出生数中の低出生体重児の割合	9.45% (H30)	減 少 (R6)	健康増進課
09 1 歳 6 か月児健康診査の受診率	95.6% (H30)	増 加 (R6)	健康増進課
10 3 歳児健康診査の受診率	95.7% (H30)	増 加 (R6)	健康増進課
11 むし歯のない 3 歳児の割合	83.7% (H30)	90%以上 (R6)	健康増進課

## 2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり

### 現状と課題

出産年齢の高年齢化傾向や不妊治療の普及等により、ハイリスクの妊産婦や低出生体重児の出生が増加しています。

このため、NICU（新生児集中治療室）やMFICU（母体・胎児集中治療室）のある県立中央病院総合周産期母子医療センターに緊急搬送される事例が多くなっており、出産ができる県内医療機関や助産所の支援機関として、同センターが、大きな役割を果たしていくことが必要です。

また、少子化や核家族化、生活スタイルの多様化や情報化の進展など、子育て家庭とそれを取り巻く環境が複雑に変化してきている中、児童虐待をはじめ、不幸な事件や事故を未然に防止するためにも、子育て世代包括支援センター及び関係機関の連携による妊娠期から子育て期への切れ目のない支援や、妊娠・出産について温かく見守り支える機運を地域全体で高めていくことが必要です。

### 具体的な施策

#### (1) ハイリスク妊婦等への的確な周産期医療の提供

- 県立中央病院総合周産期母子医療センターを中心とし、地域周産期母子医療センターや分娩を取り扱う医療機関が連携する周産期医療体制の維持・強化に努め、的確な周産期医療を提供します。
- 周産期医療関係者の研修や周産期医療関係調査・研究を実施します。
- NICUを退院するハイリスク児に対する総合的なフォローアップ体制の充実に努めます。

#### (2) 妊娠期からの児童虐待防止対策

- 望まない妊娠に対する相談体制の充実、妊娠期、出産後早期からの支援のための医療機関との連携強化、養育支援を必要とする家庭の把握・支援のための体制整備が必要であり、母子保健事業との連携が虐待防止に結びつくことへの理解を深め、関係機関の連携強化に努めます。
- 妊娠届時のアンケート等による妊婦の状況把握や妊婦健康診査、産婦健康診査の受診状況を確認することにより、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、継続的にフォローアップできる体制づくりに努めるよう、市町の取組みを推奨します。

### 目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
12 周産期死亡率（出生千対）	1.9 (H30) ※年次変動大	3.6 (R6)	健康増進課
13 新生児死亡率（出生千対）	0.3 (H30) ※年次変動大	0.9 (R6)	健康増進課
14 乳児死亡率（出生千対）	1.4 (H30)	1.4 (R6)	健康増進課

### 3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援

#### 現状と課題

平成6年（1994年）にカイロで開かれた国際人口開発会議で「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」が提唱されました。これは、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること、また人々が安全で安心な性生活を営み、子どもを生むかどうかや、いつ生むか、何人生むかなどを自分自身で決定できる自由と権利を有していることを意味しています。

この「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」が子どもを生む権利、生まない権利を含むものであることを十分に尊重した上で、子どもを生みたいと望みながら不妊に悩む人々について、不妊治療を受けるかどうかの決定を含めて、自由な自己決定ができるよう、情報提供や経済的支援が必要です。

#### 具体的な施策

##### （1）不妊に悩む人の不安等の解消

- ◎ 不妊専門相談センター等において、情報提供や不妊専門相談を実施します。
- 各保健所において、不妊に関する相談を実施します。

##### （2）不妊治療に要する経済的負担の軽減

- 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間不妊治療費の助成を実施します。

#### 目標指標

目 標 指 標	基準値	目標値	担 当
15 不妊専門相談開設日数	64日 (H30)	64日 (R6)	健康増進課